障害者基本計画進捗状況

基本目標		関連施策の体系	関連ページ	前回計画作成時から新規に実施したこと、実施を予定していること	課題
人のつながり を大切にする	1	啓発活動・福祉教育等の推 進	57~58	・愛知県発行の「愛知県障害者差別解消法推進条例」のリーフレットを町内会を通じて回覧 ・市の広報・社会福祉協議会の広報誌で障害者差別解消法の記事を掲載	社会福祉協議会が実施している小学生を対象とした福祉実践教室等の教室や、健康推進課のゲートキーパー養成講座やフォローアップ研修等より、啓発活動・福祉教育等の推進は行われていますが参加者が限られています。より多くの市民の方に向けて、障がいのある人等への理解を深めてもらえるよう、「障害者週間」「人権週間」に合わせた啓発活動等を障害者団体と連携し、行っていく必要があります。また、障害者差別解済法も平成28年4月1日より施行されたので、周知に努めていきます。
	2	市民相互の交流機会の充実	59	・社会福祉協議会によるブロック社協の推進(平成28年4月現在-38ブロック中24ブロックが実施)	
	3	ボランティア活動などへの支援	60~61	・障がいのある方の団体や親の会のリーフレットを「清須市障害福祉サービス事業所MAP」 に添付し配布	7777 O 1 15020 T 1711 D 5 7118 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1
自立した生活 をともに支え あう	4	障害の早期発見・療育	62~63	・臨床心理士を配置する時間を増やし、相談支援体制を拡充	健康推進課や子育て支援課の実施している事業により、障害の早期見・療育体制の整備に努めています。 サービスに関しては、特に児童のサービス事業所が市内に開所し、利用者が選択できるようになってきています。今後は安心して利用できるう、事業所や基幹相談支援センターとも連携を図り、研修会等を開催し本人や家族の意向を踏まえた適正なサービス提供ができるよう努めてく必要があります。 成年後見制度については、まだ十分周知されているとはいえず、今後も啓発に努め、利用を必要とする個別ケースについては積極的に対応ていきます。
	⑤	医療・リハビリテーションの 充実	64~66	・医師や臨床心理士による心の健康相談を継続	
	6	訪問系サービスの充実	67~68	・難病が、平成27年4月より障害者総合支援法の対象となり、サービス等が利用可能	
	7	日中活動系サービスの充実	69	・市内の日中活動系サービスが増加(生活介護-2箇所、児童発達支援・放課後等デイサービス-5箇所、地域活動支援センター-1箇所、日中一時支援-7箇所)	
	8	居住系サービスの充実	70~71	・市内にグループホームが開設(2箇所)	
	9	権利擁護事業の推進	71~73	・平成28年度より、圏域(北名古屋市社会福祉協議会)で実施していた日常生活自立支援事業が、清須市社会福祉協議会で開始され迅速な相談・対応が充実 ・成年後見制度の周知に向け、民生・児童委員に研修会を開催予定	
	10	経済的支援	73~74	・平成28年度より難聴児(手帳の対象とならない児)に補聴器購入費助成制度を開始	
ともに充実し た生き方を創 り出す	11)	障害の特性に応じた一環し た教育の推進	75~77	・平成26年にいなざわ支援学校が開所 ・障害サービス・地域生活支援事業において、放課後や夏休み等の長期休暇時における居 場所作りの対応	障害者教育に関しては、市内小中学校に知的障害12学級、自閉症 緒障害10学級、肢体不自由学2学級、弱視1学級、病弱・身体虚弱2 の特別支援学級が設置され、また平成26年にいなざわ支援学校が
	12)	生涯学習、スポーツ・レクリ エーション活動の機会の充 実	78~79	・平成24年度に開館した図書館館内に対面朗読室、録音室を設置、点字資料やインターネットによる蔵書検索が可能	しました。 障害者の就労に関しては、障がいをもっている人の相談機関である 張中部障害者就業・生活支援センターや自立支援協議会・特別支援 校・事業所とも連携を図り、今後も引き続き支援を行っていきます。
	13	就労支援と就労の場の確保	80~81	・平成25年4月尾張中部障害者就業・生活支援センターが北名古屋市に開所、平成27年7月より清須市で出張相談開始 ・平成27年10月より愛知医療学院短期大学と尾張中部障害者就業・生活支援センターによる 精神障害のある方へのワークシェアリングプロジェクトを実施	
生活の安全を 形にする	14)	バリアフリー化・レクリエー ション活動の機会の充実	82~85	・健康遊具を公園に設置(平成28年8月現在一助七公園、乾角公園)	防災に関しては、地域防災計画に基づき進めていきます。特に障力のある方については自助・共助が図られるよう、障害者団体と連携していく必要があります。
	15)	障がいのある人に配慮した 防災・防犯対策の充実	86~87	・平成28年度、災害時要援護者台帳を避難行動要支援者名簿に移行するため検討予定	
「心の支え」を 広げる	16	相談体制の充実	88~89	・平成27年度より社会福祉協議会に基幹相談支援センターを委託、相談支援体制を充実 ・平成28年4月に民生・児童委員に障害者差別解消法について説明、障害者部会には年1回 障害者の理解・地域を深められるよう研修会を実施	障害者の総合相談窓口として、社会福祉協議会に基幹相談支援・ ターを委託し、相談がしやすい体制作りを進めています。また自立す 協議会においても、各分野の関係機関と総合的なネットワーク作りが きるように努めています。今後も、地域の身近な相談者である民生・
	17)	情報提供体制の充実	90~91	・平成28年4月に、サービス利用の流れ・内容・市内事業所の場所や種類を掲載した「清須市障害福祉サービス事業所MAP」を作成 ・平成26年2月より、市のホームページにおいて平仮名、ルビ等での表示、色の選択、音声読み上げ機能を導入	委員や身体障害者・知的障害者相談員等との連携を図っていく必要が ります。
	18)	関係機関による総合的な支 援ネットワークの構築	92	・平成28年度、尾張中部福祉圏域障害者自立支援協議会において地域の課題等を検討	